平成２９年（フ）第２３５号
静岡市葵区水落町20番13号　グリーンライフ水落102、旧住所静岡市葵区城東町28番１号
破産者　塩津　智丈
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６０号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目２番５－309号（住民票上の住所）
破産者　勝浦　麻美
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７号
兵庫県洲本市五色町都志角川1046―12、住民票上の住所神戸市北区有野町唐櫃1778番地の１
破産者　ビジネスインホテル六甲坂こと　安田　栄治
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８号
兵庫県洲本市五色町都志角川1046―12、住民票上の住所神戸市北区有野町唐櫃1778番地の１
破産者　安田　正代
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１９号
神戸市北区泉台３丁目３番地の２、前住所神戸市北区緑町８丁目１番３－803号
破産者　高野　孝幸
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１号
広島市安佐北区口田南９丁目８番12号
破産者　久保　浩康
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
広島県呉市広津久茂町９番10号
破産者　藤本　健二
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５２号
広島県呉市仁方桟橋通７番23号　102号室
破産者　青瀧　信行
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２０号
福岡県大牟田市新地町５番地
破産者　山口　明子
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１８０号
福岡県飯塚市菰田東１丁目９番34号
破産者　盛内　稔史
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９号
佐賀県武雄市北方町大字志久3411番地１
破産者　小柳　正則
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７６号
佐賀県鹿島市大字納富分4114番地24
破産者　木原建設こと　木原　勝広
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9958番地　市営第二山下住宅20号
破産者　松尾　糸恵
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４２号
長崎県諫早市小船越町1096番地５
破産者　森田　一行
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
大分市大字羽屋799番地の５（石川アパート102）
破産者　石川　桂子
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
大分県臼杵市大字江無田465番地の２　エクセラージュ戸室Ⅱ　801号
破産者　大野　光紀
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４１号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目27番２号　グランドビュー203号
破産者　古市　　健
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目19番５号　春日ビル４Ｆ、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番25号　プライムビル202号
破産者　尾前　克則
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係